

株式会社アシスト 案件ご紹介について

日比野電機様 業務提携契約

2024年06月05日 現在 ※この内容は大切に保管してください

案件紹介概要

案件が入り次第、指定のメールアドレス宛にお客様情報・案件情報を送付いたします。

案件情報が送付されましたら、速やかにお客様にご連絡いただき、ご成約に結び付けてください。

詳細は、「案件紹介利用約款」を参照ください。

ご契約内容

案件ご紹介料として1件あたり単価は下記の通りといたします（税抜価格）

家電	
エアコン	¥3,000-
照明	¥3,000-
コンセント	¥3,000-
ブレーカー、漏電	¥3,000-
インターフォン	¥3,000-
換気扇、レンジフード	¥3,000-
漏電	¥3,000-

ご登録情報

社名・屋号： 日比野電機

代表者名： 二反田松憲

電話番号： 090-9221-9431

登録住所： 愛知県東海市大田町

案件受信設定（途中変更できます）：

登録住所からの対応可能距離半径： 10km

対応可能エリア： 愛知県

案件上限数（1日あたり）： 1

案件情報を受信するメールアドレス： qmkzd45431@yahoo.ne.jp

案件紹介利用約款

案件紹介利用約款

この案件紹介利用約款（以下「本規約」といいます。）は、株式会社アシスト（以下「弊社」といいます。）と各加盟店（以下「加盟店」といいます。）間で行われる本業務提携（第2条で定義します。）に関わる一切の契約関係（以下「本業務提携契約」といいます。）に適用されるものです。本業務提携契約の申込を行った加盟店は、本規約に同意したものとみなされますので、加盟店は、規約の内容やその申込方法等につき、本規約を、本業務提携契約の申込の前に必ず確認してください。

第1条（目的）

本規約は、弊社と加盟店相互の信頼に基づく公正な取引関係を確立し、相互の利益と業務の発展をはかることを目的とする。

第2条（業務の内容）

本規約により規律される業務の内容とは、弊社が作成した広告媒体を通じて弊社に問い合わせ等を行ってきた顧客（以下、単に「顧客」という。）を加盟店に対して紹介し、加盟店が顧客に対して適切なサービスを実施する業務（以下、当該業務を「本業務」といい、本業務に関する弊社と加盟店との提携を「本業務提携」という。）を意味するものとする。

第3条（注意義務）

1. 弊社及び加盟店は、本業務提携の趣旨に沿って、善良なる管理者の注意をもって本業務を遂行しなければならない。
2. 加盟店は、顧客に提供するサービスを行うにあたって必要な資格、許認可を有していなければならない。
3. 加盟店は、自らの名義と責任において顧客との間で適切なサービス実施に関する契約を締結し、当該契約に基づき、誠実にサービスを履行しなければならない。
4. 加盟店は、前項のサービスの実施に際して、弊社が作成した広告媒体に記載されている内容（「無料」で実施する旨を広告している事項等、集客面において重要な広告内容を意味する。）を遵守しなければならない。
5. 加盟店は、顧客との間で紛争が生じた場合には、自らの費用と責任において、誠実にこれを処理しなければならない。

第4条（紹介手数料及び支払方法）

1. 加盟店は、弊社との間でこれと異なる合意を行った場合を除き、本業務提携に基づいて弊社から加盟店に対して行われる顧客の紹介（以下「成果」という。）1件につき、弊社と加盟店との間で締結する個別契約（以下「個別契約」という。）で別途定められた紹介手数料を、弊社へ支払うものとする。
2. 成果件数の計算については、弊社による判断によって行うものとし、加盟店は、これに同意するものとする。
3. 第1項の紹介手数料は、月2回の精算時（15日・月末締の締め日の5営業日以内）に、弊社指定口座に振込送金する方法により支払うものとし、その際の振込手数料は、加盟店が負担するものとする。
4. 紹介手数料の確定方法は、以下に定めるとおりとする。
 - ① 弊社は、各締め日までの成果件数を算出し、加盟店に対する紹介手数料の請求内容を遅滞なく通知するものとする。
 - ② 加盟店は、弊社からの請求内容に関して異議等がある場合には、当該請求の通知の日から3日以内に限り、弊社に対して異議等の内容を明示して問い合わせを行うことができるものとする。
 - ③ 弊社は、当該問い合わせが合理的と認められた場合に限り、請求内容の修正を行うものとする。
 - ④ 成果件数の計算は個別具体的な判断となることから、最終的な成果件数の判断は弊社が決定するものとし、加盟店は弊社最終判断に対する異議申立て等その他の解決手段を行わないものとする。

第5条（加盟店登録料）

1. 加盟店は、本業務提携の開始に際して、弊社に対し、個別契約で別途定められた加盟店登録料を支払うものとする。
2. 前項の加盟店登録料について、いかなる場合においても弊社による返金は行わないものとする。

第6条（支払遅延）

1. 加盟店が、支払期限までに事前連絡なく、本規約に基づく支払いを遅延した場合には、年14.6%の延滞金を弊社に支払うものとする。
2. 前項のほか、弊社は、弊社の裁量により、加盟店に対する債権の回収を債権回収業者に回収を委任することができるものとする。
3. 支払期限から2週間遅延した場合、事務手数料5%を上乗せした金額を申込時の情報を基にクレジットカード支払いで自動的に決済するものとする。

第7条（資料等の貸与・保管）

1. 加盟店は、本業務の遂行上必要な資料等（以下「資料等」という。）を弊社に貸与し、かつ、必要な情報を告知するものとする。なお、資料等には、第4条に規定する紹介手数料の算出の根拠となる資料も含むものとする。
2. 弊社は、貸与された資料等を善良なる管理者の注意をもって保管・管理し、本業務の遂行以外の目的に使用しないものとする。
3. 弊社は、貸与された資料等を本業務の遂行以外の目的で複写・複製・編集等を行わないものとする。

第8条（秘密保持）

1. 弊社及び加盟店は、本業務提携に基づき相手方より開示又は提供をうけた資料又はデータのうち、相手方より秘密と指定された情報のほか、本業務提携により知り得た相手方の業務上及び技術上の情報（以下、総称して「本秘密情報」という。）を、本業務提携契約の有効期間中はもちろん、本業務提携契約の終了後も、第三者（加盟店の業務委託先を除く。）に開示し、漏洩し、又は本業務提携の目的以外のために利用しないものとする。
2. 前項にかかわらず、開示を受けた当事者が以下の一に該当することを立証し得た情報は、本秘密情報には含まれないものとする。また、裁判所等の公的機関から顧客情報等の照会があった場合その他法令の定めによる場合は、相手方に事前又は事後に通知することにより、本秘密情報を開示することができる。
 - ① 開示される以前に公知であった情報
 - ② 開示される以前に自らが既に所有していた情報
 - ③ 開示された後、自らの責に帰し得ない事由により公知となった情報
 - ④ 開示された後、その秘密情報によらず自らの開発により知得した情報
 - ⑤ 開示された後、正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず適法に知得した情報

第9条（個人情報の管理）

1. 弊社及び加盟店は、本業務提携の過程において知り得た顧客の個人情報について、個人情報保護法等の法令を遵守し、かつ善良なる管理者の注意を持って管理するものとする。
2. 弊社及び加盟店は、顧客から書面によって個人情報を取得する場合には、個人情報保護法の定めに従い、あらかじめその利用目的を明示しなければならない。
3. 前項の場合においては、個人情報保護法の定めに従い、次の各号の事項についてあらかじめ顧客に通知し、又

は顧客が容易に知り得る状況に置くように管理しなければならない。

- ① 顧客の個人情報を利用する旨
 - ② 共同利用する顧客の個人情報の項目
 - ③ 弊社の顧客の個人情報の利用目的
 - ④ 顧客の個人情報の管理について責任を有する者の名称
4. 弊社及び加盟店は、本業務提携の遂行にあたって、個人情報の漏洩、滅失又は毀損等を防止するため、必要かつ適切な措置を講じなければならない。
5. 弊社及び加盟店は、本業務提携契約の期間中はもとより本業務提携契約の終了後といえども、顧客の個人情報について、相手方及び顧客の事前の承諾を得ずに第三者（加盟店の業務委託先を除く。）に開示又は提供してはならない。ただし、裁判所等の公的機関から顧客情報等の照会があった場合で顧客の事前の同意を得ることが事務の遂行の妨げになる場合、その他法令の定めによる場合は、相手方に事前又は事後に通知することにより、顧客の個人情報を開示することができる。
6. 弊社及び加盟店は、自らの従業員等に対し、必要かつ適切な監督を行い、前5項の義務を遵守させなければならない。
7. 前6項のいずれかに違反し、顧客の個人情報を第三者に開示、提供又は漏洩した結果、当該顧客又は第三者に損害が発生した場合は、開示、提供又は漏洩した当事者の責任と費用負担においてこれを処理・解決し、相手方が損害を被った場合は、直接かつ現実に被った通常損害の範囲内において損害賠償の責めを負うものとする。
8. 本業務提携契約が期間満了、解約若しくは解除により終了した場合、本業務のみに使用する顧客の個人情報を、双方協議の上、返却、廃棄により適切に処分し、返却、廃棄した旨を書面により相手方に報告するものとする。

第10条（再委託）

1. 加盟店は、本業務提携に基づく顧客に対するサービスの提供に関し、弊社の承諾なく、業務委託先を用いることができるものとする。
2. 加盟店は、業務委託先に、本規約に基づき加盟店が負う義務（第8条に定める秘密保持及び第9条に定める個人情報の管理を含むがこれに限られない。）を遵守させるものとする。
3. 業務委託先の行為に起因・関連して弊社が損害を被った場合には、加盟店は、自己の行為として、弊社に対して当該損害を賠償する義務を負うものとする。

第11条（損害賠償）

1. 本業務提携契約及び個別契約の履行に関し、相手方の故意又は過失により損害を被った場合は、直接かつ現実に被った通常損害の範囲内において損害賠償を相手方に請求できるものとする。
2. 前項に基づく損害賠償の額は、損害発生時点直前の締め日（第4条第3項に定める締め日を意味する。）の直前1年間における、本業務提携契約及び個別契約に基づく紹介手数料の総額を超えない範囲で、協議の上決定するものとする。ただし、相手方に故意又は重過失がある場合は、損害賠償額の上限は適用されないものとする。
3. 前二項のほか、加盟店（前条の規定による再委託先も含む。）の行為に起因・関連した顧客からのクレーム等に対し、弊社が金銭の支払いその他の対応を行った場合には、加盟店は、弊社が支払いを行った金額及び弊社に生じた損害について、速やかに弊社に対する支払いを行うものとする。

第12条（反社会的勢力）

1. 弊社及び加盟店、それらの役員、従業員、関係会社又は業務委託先（業務委託が数次にわたるときはその全てを含む。）は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 相手方が前項に違反した場合、何らかの催告を要せずに、本業務提携契約を解除することができる。
3. 前項により本業務提携契約を解除した場合、解除した当事者は、相手方の関係者等第三者に対し、前項に基づく解除に起因する一切の損害賠償義務を負担しない。

第13条（不可抗力）

天災事変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動、通信回線の障害、不正アクセスその他不可抗力により本業務提携の全部又は一部の履行の遅延又は不能が生じた場合は、弊社及び加盟店は、相手方に対する損害賠償の義務を負わないものとする。

第14条（本業務の一時停止）

1. 弊社は、本業務を適切に実施するため、弊社が作成した広告媒体の一時的な掲載停止、顧客からの問い合わせ業務の停止等、本業務の全部又は一部を停止することができるものとする。
2. 弊社は、緊急を要する場合を除き、前項による本業務の一時停止について、加盟店に対し、事前にその旨を通知するものとする。
3. 本条に基づく本業務の一時停止については、弊社はその責任を負わないものとする。

第15条（解除等）

1. 加盟店が次の各号の一つに該当したときは、弊社は何らの催告なしに、本業務提携契約を解除することができる。
 - ① 手形・小切手の不渡り又は金融機関から取引停止の処分を受けたとき
 - ② 監督官庁から営業の取消又は停止等の処分を受けたとき
 - ③ 第三者より差押、仮差押、仮処分又は強制執行等を受けたとき
 - ④ 破産の申立て、特別清算開始の申立て、民事再生手続開始の申立て、又は会社更生手続開始の申立ての事実が生じたとき
 - ⑤ 解散又は合併を決議したとき
 - ⑥ 財政状態が著しく悪化し、又は悪化するおそれがあるとき
 - ⑦ 本規約に違反し、書面による履行の催告から10日経過してもなお違反を是正しないとき

- ⑧ 法令違反に該当するおそれのある行為、又は不正行為等を行ったとき
 - ⑨ 株主構成が、本業務提携契約を維持することが困難なものに変わったとき
 - ⑩ 本業務提携契約締結時に弊社に提供した情報に虚偽、不正があったとき
 - ⑪ その他本業務提携契約を継続し難い事由が発生したとき
2. 加盟店は、前項のいずれかの事由に該当した場合には、弊社に速やかに報告しなければならないものとする。

第16条（事前予告解除）

1. 弊社及び加盟店は、本業務提携契約の期間中であっても、1ヶ月前に書面により予告することで、本業務提携契約を解除することができるものとする。
2. 前項に基づく解除をする際は、相手方に損害が生じないよう配慮するものとする。

第17条（契約期間）

1. 本業務提携契約の有効期間は、別途弊社と加盟店との間で合意した場合を除き、契約締結日より3ヶ月とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までにいずれの当事者からも書面による反対の意思表示がないときは、更に3ヶ月単位で延長されるものとし、以後も同様とする。
2. 前項の定めにかかわらず、本業務提携契約の終了前にすでに生じた債権債務は本業務提携契約終了後も有効に存続し、第3条第4項、第6条、第7条第2項、第8条、第9条、第11条、第18条及び第19条については本業務提携契約終了後も有効に存続するものとする。

第18条（協議事項）

本規約に定めのない事項及び本規約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

第19条（管轄合意）

本規約に関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとする。

第20条（約款の変更）

弊社は、弊社が必要と判断した場合には、本規約をいつでも変更することができるものとする。本規約の変更は、弊社より変更した旨の通知を加盟店に対して行うこととし、当該通知を受領した時点で効力が発生する。

初版：平成27年8月1日
第二版：令和1年9月5日
第三版：令和2年6月5日
第四版：令和3年2月9日
第五版：令和4年1月18日

株式会社アシスト
〒104-0061 東京都中央区銀座4丁目14番15号 サントル銀座4丁目803
Tel:050-3205-0932 Fax:050-3730-3336

ご不明点等ございましたら、下記までお問合せください。

050-3159-6770（9-18時）

株式会社アシスト